

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 12 日

山口県内水面漁場管理委員会  
会 長 荒 木 晶

## 1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

- (1) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (2) 防府市大字西浦字沖本土手附 2798 の 1 地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- (3) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (4) 防府市大字佐野字開作 1785 の 1 地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- (5) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体をなす水面
- (6) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体をなす水面
- (7) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体をなす水面
- (8) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体をなす水面
- (9) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (10) 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- (11) 栗野川水系に係る河川及びこれと接続して一体をなす水面
- (12) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- (13) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体をなす水面

## 2 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで